

令和 7 年 2 月 4 日
生活文化政策部
市民活動推進課

世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年第 1 回年区議会定例会に世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月 令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案）
公布（同日施行）

1 0 月 料金改定

世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立健康増進・交流施設条例 平成24年3月6日条例第8号 改正 平成27年3月9日条例第11号 平成30年3月6日条例第11号 <u>令和 年 月 日条例第 号</u> 世田谷区立健康増進・交流施設条例 (目的及び設置) 第1条 高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、世代間交流を進め、及び生きがいを持って主体的に活動することができる場及び機会を提供することにより、豊かな地域社会の形成に寄与し、もって区民の福祉の向上を図るため、世田谷区立健康増進・交流施設（以下「健康増進・交流施設」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 健康増進・交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立健康増進・交流施設 (2) 位置 東京都世田谷区池尻二丁目3番11号 (施設) 第3条 健康増進・交流施設の施設は、次のとおりとする。 (1) 交流室 (2) 多目的室 (3) 会議室 (4) 娯楽室 (5) 運動室 (6) 食堂 (休館日)	○世田谷区立健康増進・交流施設条例 平成24年3月6日条例第8号 改正 平成27年3月9日条例第11号 平成30年3月6日条例第11号 世田谷区立健康増進・交流施設条例 (目的及び設置) 第1条 高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、世代間交流を進め、及び生きがいを持って主体的に活動することができる場及び機会を提供することにより、豊かな地域社会の形成に寄与し、もって区民の福祉の向上を図るため、世田谷区立健康増進・交流施設（以下「健康増進・交流施設」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 健康増進・交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立健康増進・交流施設 (2) 位置 東京都世田谷区池尻二丁目3番11号 (施設) 第3条 健康増進・交流施設の施設は、次のとおりとする。 (1) 交流室 (2) 多目的室 (3) 会議室 (4) 娯楽室 (5) 運動室 (6) 食堂 (休館日)

改正後	改正前
第4条 健康増進・交流施設の休館日は、次のとおりとする。 (1) 毎月の第3日曜日 (2) 1月1日から同月4日まで (3) 12月28日から同月31日まで	第4条 健康増進・交流施設の休館日は、次のとおりとする。 (1) 毎月の第3日曜日 (2) 1月1日から同月4日まで (3) 12月28日から同月31日まで
2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (開館時間)	2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (開館時間)
第5条 健康増進・交流施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。 (事業)	第5条 健康増進・交流施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。 2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。 (事業)
第6条 健康増進・交流施設は、次に掲げる事業を行う。 (1) 区民に健康増進の場及び機会を提供すること。 (2) 健康増進・交流施設の施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。 (3) 区民に介護予防及び生きがい活動（高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）が主体的に集まり、その知識及び経験を生かしたボランティア活動等を通して生きがいを持ち、及び地域社会とのかかわりを保持するための活動をいう。）の場及び機会を提供すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、健康増進・交流施設の設置の目的を達成するために必要な事業 (使用することができる者の範囲)	第6条 健康増進・交流施設は、次に掲げる事業を行う。 (1) 区民に健康増進の場及び機会を提供すること。 (2) 健康増進・交流施設の施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。 (3) 区民に介護予防及び生きがい活動（高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）が主体的に集まり、その知識及び経験を生かしたボランティア活動等を通して生きがいを持ち、及び地域社会とのかかわりを保持するための活動をいう。）の場及び機会を提供すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、健康増進・交流施設の設置の目的を達成するために必要な事業 (使用することができる者の範囲)
第7条 健康増進・交流施設の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第19条の規定	第7条 健康増進・交流施設の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第19条の規定

改正後	改正前
により健康増進・交流施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。次条（第3項第5号を除く。）、第9条、第10条、第18条及び別表第1において同じ。）が認めたときは、この限りでない。	により健康増進・交流施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。次条（第3項第5号を除く。）、第9条、第10条、第18条及び別表第1において同じ。）が認めたときは、この限りでない。
2 前項に定めるもののほか、第12条第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。 （使用の手続等）	2 前項に定めるもののほか、第12条第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。 （使用の手続等）
第8条 施設等（食堂を除く。以下この条及び次条において同じ。）を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。	第8条 施設等（食堂を除く。以下この条及び次条において同じ。）を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。
2 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。	2 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。
3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。 （1） 営利を目的とするとき。 （2） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （3） 施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （4） 管理上支障があるとき。 （5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。	3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。 （1） 営利を目的とするとき。 （2） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （3） 施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （4） 管理上支障があるとき。 （5） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。
4 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことが	4 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことが

改正後	改正前
できる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設等を使用しなかったとき。 (2) 会議室の使用に係る使用料又は交流室、多目的室、娯楽室、運動室（以下「交流室等」という。）若しくは食堂の利用に係る利用料金を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 (使用の条件)	できる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設等を使用しなかったとき。 (2) 会議室の使用に係る使用料又は交流室、多目的室、娯楽室、運動室（以下「交流室等」という。）若しくは食堂の利用に係る利用料金を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 (使用の条件)
第9条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 (承認の取消し等)	第9条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 (承認の取消し等)
第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 (使用料)	第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 (使用料)
第11条 会議室の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項に規定する者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の減免)	第11条 会議室の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項に規定する者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 (使用料の減免)
第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料から減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額	第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料から減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額

改正後	改正前
(2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。第6号において同じ。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額	(2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。第6号において同じ。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額
2 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 （使用料の還付）	2 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 （使用料の還付）
第13条 区長は、使用料を納付した者の申請に基づき、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 （施設等の変更禁止等）	第13条 区長は、使用料を納付した者の申請に基づき、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 （施設等の変更禁止等）
第14条 健康増進・交流施設を使用する者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。	第14条 健康増進・交流施設を使用する者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

改正後	改正前
(使用権の譲渡等の禁止)	(使用権の譲渡等の禁止)
第15条 健康増進・交流施設を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第15条 健康増進・交流施設を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
(原状回復の義務)	(原状回復の義務)
第16条 健康増進・交流施設を使用する者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。	第16条 健康増進・交流施設を使用する者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。
(損害賠償)	(損害賠償)
第17条 施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。	第17条 施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
(入館の制限等)	(入館の制限等)
第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、健康増進・交流施設の使用を禁止することができる。	第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、健康増進・交流施設の使用を禁止することができる。
(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。	(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。	(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
2 健康増進・交流施設を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。	2 健康増進・交流施設を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第19条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に健康増進・交流施設の管理を行わせるものとする。	第19条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に健康増進・交流施設の管理を行わせるものとする。
(指定管理者の指定の手続)	(指定管理者の指定の手続)
第20条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、公募により行うものとする。	第20条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、公募により行うものとする。
2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則	2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則

改正後	改正前
で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、健康増進・交流施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 健康増進・交流施設を使用する者の平等利用を確保した運営ができること。 (2) 次条第1項各号に掲げる業務を十分に行う能力及び健康増進・交流施設に類する施設の管理の実績を有していること。 (3) 健康増進・交流施設の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 (4) 健康増進・交流施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第6条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務 (2) 健康増進・交流施設の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、健康増進・交流施設の管理を行わなければならない。 (利用料金等) 第22条 交流室等及び附帯設備の利用の承認を受けた者は、指定され	で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、健康増進・交流施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 健康増進・交流施設を使用する者の平等利用を確保した運営ができること。 (2) 次条第1項各号に掲げる業務を十分に行う能力及び健康増進・交流施設に類する施設の管理の実績を有していること。 (3) 健康増進・交流施設の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 (4) 健康増進・交流施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第6条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務 (2) 健康増進・交流施設の維持管理に関する業務 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、健康増進・交流施設の管理を行わなければならない。 (利用料金等) 第22条 交流室等及び附帯設備の利用の承認を受けた者は、指定され

改正後	改正前																												
た期日までに、別表第3 <u>又は</u>別表第4に定める額を限度としてあらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める利用料金を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、学齢に達しない者（6歳以下の未就学の者をいう。）並びに小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者は、娯楽室の午前9時から午後5時までの利用に係る利用料金の納付を要しないものとする。 2 指定管理者は、必要があると認めたときは、前項本文の利用料金の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。 3 回数券による利用に係る利用料金は、第1項本文の規定にかかわらず、当該回数券を購入する際に納付しなければならない。 4 食堂を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。 5 飲食料金の額は、次の表に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースメニュー</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>パーティーメニュー</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>ランチメニュー</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>料理単品メニュー</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>喫茶メニュー</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>アルコールメニュー</td><td>15,000円</td></tr> </tbody> </table> 6 利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。 （食堂の利用時間等） 第23条 第5条第1項の規定にかかわらず、食堂の利用時間は、同項に規定する開館時間内（同条第2項の規定により臨時に開館時間を	品目	金額	コースメニュー	15,000円	パーティーメニュー	10,000円	ランチメニュー	3,000円	料理単品メニュー	3,000円	喫茶メニュー	2,000円	アルコールメニュー	15,000円	た期日までに、別表第3、別表第4 <u>又は別表第5</u>に定める額を限度としてあらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める利用料金を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、学齢に達しない者（6歳以下の未就学の者をいう。）並びに小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者は、娯楽室の午前9時から午後5時までの利用 <u>及び運動室の午前9時から午後5時までの利用</u>に係る利用料金の納付を要しないものとする。 2 指定管理者は、必要があると認めたときは、前項本文の利用料金の額から1割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。 3 回数券による利用に係る利用料金は、第1項本文の規定にかかわらず、当該回数券を購入する際に納付しなければならない。 4 食堂を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。 5 飲食料金の額は、次の表に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースメニュー</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>パーティーメニュー</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>ランチメニュー</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>料理単品メニュー</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>喫茶メニュー</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>アルコールメニュー</td><td>15,000円</td></tr> </tbody> </table> 6 利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。 （食堂の利用時間等） 第23条 第5条第1項の規定にかかわらず、食堂の利用時間は、同項に規定する開館時間内（同条第2項の規定により臨時に開館時間を	品目	金額	コースメニュー	15,000円	パーティーメニュー	10,000円	ランチメニュー	3,000円	料理単品メニュー	3,000円	喫茶メニュー	2,000円	アルコールメニュー	15,000円
品目	金額																												
コースメニュー	15,000円																												
パーティーメニュー	10,000円																												
ランチメニュー	3,000円																												
料理単品メニュー	3,000円																												
喫茶メニュー	2,000円																												
アルコールメニュー	15,000円																												
品目	金額																												
コースメニュー	15,000円																												
パーティーメニュー	10,000円																												
ランチメニュー	3,000円																												
料理単品メニュー	3,000円																												
喫茶メニュー	2,000円																												
アルコールメニュー	15,000円																												

改正後	改正前
変更した場合にあっては、当該変更後の開館時間内)において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 2 前条第4項から第6項まで及び前項に定めるもののほか、食堂の利用に関し必要な事項は、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 (利用料金の減免) 第24条 第12条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。 (利用料金の還付) 第25条 第13条の規定は、利用料金の還付について準用する。 (委任) 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、健康増進・交流施設の公用開始の日は、区長が別に定める。(平成25年4月1日＝平成25年3月21日付 世田谷区告示第196号) 附 則(平成27年3月9日条例第11号) この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3及び別表第4の改正規定(別表第3多目的室の部及び別表第4多目的室の部に係る部分に限る。)は、同年10月1日から施行する。 附 則(平成30年3月6日条例第11号) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年10月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の世田谷区立健康増進・交流施設条例第12条第2項、別表第2、別表第3及び別表第4の規定は、平成30年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第1項の改正</u>	変更した場合にあっては、当該変更後の開館時間内)において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 2 前条第4項から第6項まで及び前項に定めるもののほか、食堂の利用に関し必要な事項は、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 (利用料金の減免) 第24条 第12条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。 (利用料金の還付) 第25条 第13条の規定は、利用料金の還付について準用する。 (委任) 第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、健康増進・交流施設の公用開始の日は、区長が別に定める。(平成25年4月1日＝平成25年3月21日付 世田谷区告示第196号) 附 則(平成27年3月9日条例第11号) この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第3及び別表第4の改正規定(別表第3多目的室の部及び別表第4多目的室の部に係る部分に限る。)は、同年10月1日から施行する。 附 則(平成30年3月6日条例第11号) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年10月1日から施行する。 2 第1条の規定による改正後の世田谷区立健康増進・交流施設条例第12条第2項、別表第2、別表第3及び別表第4の規定は、平成30年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

改正後

規定（「、別表第4又は別表第5」を「又は別表第4」に改める部分に限る。）及び別表第5を削る改正規定は、令和7年10月1日から施行する。

2この条例による改正後の別表第2から別表第4までの規定は、令和7年10月1日以後の使用及び利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用及び利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

施設名	使用することができる者			
会議室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有する高齢者であること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所を有する者であること（施設の使用状況になお余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。））。 2 構成員の総数が5人以上であること。			
娯楽室	午前9時から午後5時まで	個人		
運動室	午前9時から午後5時まで	15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）（ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。）		

別表第2（第11条関係）

区分	午前9時から午後0時	午後0時から午後3時	午後3時から午後5時	午後5時から午後8時
----	------------	------------	------------	------------

改正前

別表第1（第7条関係）

施設名	使用することができる者			
会議室	次の要件を満たす団体 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有する高齢者であること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所を有する者であること（施設の使用状況になお余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。））。 2 構成員の総数が5人以上であること。			
娯楽室	午前9時から午後5時まで	個人		
運動室	午前9時から午後5時まで	15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）（ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。）		

別表第2（第11条関係）

区分	午前9時から午後0時	午後0時から午後3時	午後3時から午後5時	午後5時から午後8時
----	------------	------------	------------	------------

改正後						改正前					
種別	から正午まで	30分から午後2時30分まで	から午後5時まで	30分から午後7時30分まで	から午後10時まで	種別	から正午まで	30分から午後2時30分まで	から午後5時まで	30分から午後7時30分まで	から午後10時まで
会議室A	<u>1,350円</u>	<u>910円</u>	<u>910円</u>	<u>910円</u>	<u>910円</u>	会議室A	<u>1,040円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>
会議室B	<u>1,350円</u>	<u>910円</u>	<u>910円</u>	<u>910円</u>	<u>910円</u>	会議室B	<u>1,040円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>
会議室C	<u>870円</u>	<u>580円</u>	<u>580円</u>	<u>580円</u>	<u>580円</u>	会議室C	<u>670円</u>	<u>450円</u>	<u>450円</u>	<u>450円</u>	<u>450円</u>
会議室D	<u>310円</u>	<u>190円</u>	<u>190円</u>	<u>190円</u>	<u>190円</u>	会議室D	<u>240円</u>	<u>150円</u>	<u>150円</u>	<u>150円</u>	<u>150円</u>

備考 二の使用区分にわたり施設等の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第3（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	<u>3,610円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>4,260円</u>
午後1時30分から午後5時まで	平日	<u>5,580円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>6,570円</u>
午後6時から午後10時まで	平日	<u>8,170円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>9,780円</u>

多目的室

単位時間等	利用料金
-------	------

備考 二の使用区分にわたり施設等の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第3（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前9時から正午まで	平日	<u>3,630円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>4,290円</u>
午後1時30分から午後5時まで	平日	<u>4,900円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>5,770円</u>
午後6時から午後10時まで	平日	<u>9,350円</u>
	日曜日、土曜日及び休日	<u>11,000円</u>

多目的室

単位時間等	利用料金
-------	------

改正後				改正前			
午前 9 時から正午まで	平日		<u>3,610円</u>	午前 9 時から正午まで	平日		<u>3,630円</u>
	日曜日、土曜日及び休日		<u>4,260円</u>		日曜日、土曜日及び休日		<u>4,290円</u>
午後 1 時から午後 3 時まで	平日		<u>2,790円</u>	午後 1 時から午後 3 時まで	平日		<u>2,800円</u>
	日曜日、土曜日及び休日		<u>3,280円</u>		日曜日、土曜日及び休日		<u>3,300円</u>
午後 3 時30分から午後 5 時 30分まで	平日		<u>2,790円</u>	午後 3 時30分から午後 5 時 30分まで	平日		<u>2,800円</u>
	日曜日、土曜日及び休日		<u>3,280円</u>		日曜日、土曜日及び休日		<u>3,300円</u>
午後 1 時から午後 5 時まで	平日		<u>5,580円</u>	午後 1 時から午後 5 時まで	平日		<u>5,610円</u>
	日曜日、土曜日及び休日		<u>6,570円</u>		日曜日、土曜日及び休日		<u>6,600円</u>
午後 6 時から午後10時まで	平日		<u>8,170円</u>	午後 6 時から午後10時まで	平日		<u>9,350円</u>
	日曜日、土曜日及び休日		<u>9,780円</u>		日曜日、土曜日及び休日		<u>11,000円</u>
娯楽室				娯楽室			
単位時間等		利用者	利用料金	単位時間等		利用者	利用料金
午前 9 時から午後 5 時まで	1 日	大人	<u>570円</u>	午前 9 時から午後 5 時まで	1 日	大人	<u>440円</u>
		子ども	<u>250円</u>				
		高齢者	<u>250円</u>			高齢者	<u>200円</u>
		障害者	<u>250円</u>			障害者	<u>200円</u>
午後 6 時から午後10時まで	平日		<u>1,400円</u>	午後 6 時から午後10時まで	平日		<u>6,000円</u>
	日曜日、土曜日及び休日		<u>1,400円</u>		日曜日、土曜日及び休日		<u>7,180円</u>
運動室				運動室			
単位時間等		利用者	利用料金	単位時間等		利用者	利用料金
午前 9 時から午後 5 時	1 回	大人	<u>570円</u>	午前 9 時から午後 5 時	1 回	大人	<u>440円</u>

改正後				改正前			
まで		子ども	250円	まで			
		高齢者	250円			高齢者	200円
		障害者	250円			障害者	200円
午後 6 時から午後10時 まで	平日		5,960円	午後 6 時から午後10時 まで	平日		9,350円
	日曜日、土曜日及び 休日		5,960円		日曜日、土曜日及び 休日		11,000円
附帯設備（温水シャワ ー室）	1 回 5 分以内		100円	附帯設備（温水シャワ ー室）	1 回 5 分以内		100円

備考

- 1 娯楽室の午前 9 時から午後 5 時までの利用及び運動室の午前 9 時から午後 5 時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 2 交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後 6 時から午後 10 時までの利用及び運動室の午後 6 時から午後 10 時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人又は区内に事務所を有する法人その他の団体若しくは区内に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。

4 この表において「子ども」とは、18 歳以下の者をいう。

備考

- 1 娯楽室の午前 9 時から午後 5 時までの利用及び運動室の午前 9 時から午後 5 時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 2 交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後 6 時から午後 10 時までの利用及び運動室の午後 6 時から午後 10 時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人又は区内に事務所を有する法人その他の団体若しくは区内に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。
- 3 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。

別表第 4（第 22 条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前 9 時から正午まで	平日	5,410円
	日曜日、土曜日及び 休日	6,390円

別表第 4（第 22 条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前 9 時から正午まで	平日	5,390円
	日曜日、土曜日及び 休日	6,380円

改正後					改正前				
			高齢者 障害者				高齢者 障害者		
午後 6 時から午後10時 まで	平日			<u>2,100円</u>	午後 6 時から午後10時 まで	平日			<u>9,000円</u>
	日曜日、土曜日及び 休日			<u>2,100円</u>		日曜日、土曜日及び 休日			<u>10,760円</u>
運動室					運動室				
	単位時間等		利用者	利用料金		単位時間等		利用者	利用料金
午前 9 時から午後 5 時 まで	1 回		大人	<u>850円</u>	午前 9 時から午後 5 時 まで	1 回		大人	<u>660円</u>
			<u>子ども</u>						
			高齢者					高齢者	
			障害者					障害者	
午後 6 時から午後10時 まで	平日			<u>8,940円</u>	午後 6 時から午後10時 まで	平日			<u>13,970円</u>
	日曜日、土曜日及び 休日			<u>8,940円</u>		日曜日、土曜日及び 休日			<u>16,500円</u>
附帯設備（温水シャワ ー室）	1 回 5 分以内			100円	附帯設備（温水シャワ ー室）	1 回 5 分以内			100円
備考					備考				
1 娯楽室の午前 9 時から午後 5 時までの利用及び運動室の午前 9 時から午後 5 時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。					1 娯楽室の午前 9 時から午後 5 時までの利用及び運動室の午前 9 時から午後 5 時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。				
2 交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後 6 時から午後 10 時までの利用及び運動室の午後 6 時から午後10時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人又は区外に事務所を有する法人その他の団体若しくは区外に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。					2 交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後 6 時から午後 10 時までの利用及び運動室の午後 6 時から午後10時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人又は区外に事務所を有する法人その他の団体若しくは区外に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。				
3 この表において「休日」とは、別表第 3 備考第 3 号に規定する					3 この表において「休日」とは、別表第 3 備考第 3 号に規定する				

改正後	改正前						
休日をいう。 <u>4 この表において「子ども」とは、18歳以下の者をいう。</u>	休日をいう。 <u>別表第5（第22条関係）</u> <table><tr><th><u>附帯設備</u></th><th><u>単位</u></th><th><u>利用料金</u></th></tr><tr><td><u>カラオケ機器</u></td><td><u>1台</u></td><td><u>3,000円</u></td></tr></table>	<u>附帯設備</u>	<u>単位</u>	<u>利用料金</u>	<u>カラオケ機器</u>	<u>1台</u>	<u>3,000円</u>
<u>附帯設備</u>	<u>単位</u>	<u>利用料金</u>					
<u>カラオケ機器</u>	<u>1台</u>	<u>3,000円</u>					